

384

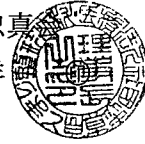
D395

29  
令和 4年 9月30日

三重県知事 殿

三重県四日市市泊町2番30号

医療法人 社団 忠真  
理事長 半田 忠洋



決 算 届

令和 3年8月1日から令和 4年7月31日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



様式1

## 事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団忠真会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市泊町2番30号
- (3) 設立認可年月日 平成13年 7月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 8月 13日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	とまり整形外科	三重県四日市市泊町2番30号	一般病床 0床
			療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月 16日 令和2年度決算の決定

令和 4年 7月 31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団忠真会

所在地 三重県四日市市泊町2番30号

※医療法人整理番号 0395

財 産 目 録  
(令和4年7月31日現在)

1.	資		額	581,661	千円
2.	負	産	額	15,887	千円
3.	純	資	額	565,774	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	442,234
B 固定資産	139,427
C 資産合計 (A+B)	581,661
D 負債合計	15,887
E 純資産 (C-D)	565,774

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式3-2

法人名 医療法人 社団 忠真会

※医療法人整理番号 0395

所在地 三重県四日市市泊町2番30号

貸借対照表  
(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
Ⅰ 流 動 資 産	442,234	Ⅰ 流 動 負 債	15,815
Ⅱ 固 定 資 産	139,427	Ⅱ 固 定 負 債	71
1 有 形 固 定 資 産	52,584	負 債 合 計	15,887
2 無 形 固 定 資 産	218	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	86,624	科 目	金 額
		Ⅰ 出 資 金	10,000
		Ⅱ 積 立 金	555,774
		純 資 産 合 計	565,774
資 産 合 計	581,661	負 債 ・ 純 資 産 合 計	581,661

様式4-2

法人名 医療法人 社団 忠真会

※医療法人整理番号 0395

所在地 三重県四日市市泊町2番30号

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科	目	金 額
I	事業損益	
	1 事業収益	261,611
	2 事業費用	274,755
	事業損失	▲13,143
II	事業外収益	17,191
III	事業外費用	10
	経常利益	4,036
IV	特別損失	386
	税引前当期純利益	3,649
	法人税等	686
	当期純利益	2,963

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団忠真会

理事長 半田 忠洋 殿

私は、医療法人社団忠真会の令和 3 会計年度（令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 9 月 15 日

医療法人社団忠真会

監事 佐藤 知代子

